

平成23年相模原市議会3月定例会付議事件一覧

付議事件

(1) 議案	36件
予算	11件
条例	10件
契約	4件
不動産の処分	2件
損害賠償額の決定	1件
市道	2件
補正予算	6件
(2) 報告	2件
合計	38件

(付議予定案件 人事9件)

平成23年2月15日招集

議案 番号	件名(担当)	主 な 内 容		
		23年度当初予算額 千円	22年度当初予算額 千円	比較(率) 千円
3	平成23年度相模原市一般 会計予算 (企画市民局財務部)	233,800,000	234,000,000	△200,000 (△0.1%)
4	平成23年度相模原市国民 健康保険事業特別会計予算 (企画市民局財務部)	75,265,000	73,241,000	2,024,000 (2.8%)
	事業勘定	75,035,000	72,805,000	2,230,000 (3.1%)
	直営診療勘定	230,000	436,000	△206,000 (△47.2%)
5	平成23年度相模原市下水 道事業特別会計予算 (企画市民局財務部)	18,759,000	21,288,000	△2,529,000 (△11.9%)
	下水道勘定	18,316,000	20,811,000	△2,495,000 (△12.0%)
	浄化槽勘定	443,000	477,000	△34,000 (△7.1%)
6	平成23年度相模原市自動 車駐車場事業特別会計予算 (企画市民局財務部)	3,620,000	3,521,000	99,000 (2.8%)
7	平成23年度相模原市介護 保険事業特別会計予算 (企画市民局財務部)	30,138,000	28,216,000	1,922,000 (6.8%)
8	平成23年度相模原市母子 寡婦福祉資金貸付事業特別 会計予算 (企画市民局財務部)	200,000	224,000	△24,000 (△10.7%)
9	平成23年度相模原市簡易 水道事業特別会計予算 (企画市民局財務部)	217,000	183,000	34,000 (18.6%)

1 0	平成23年度相模原市財産区特別会計予算 (企画市民局財務部)	88,000	202,000	△114,000 (△56.4%)																																																																					
1 1	平成23年度相模原市農業集落排水事業特別会計予算 (企画市民局財務部)	24,000	25,000	△1,000 (△4.0%)																																																																					
1 2	平成23年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計予算 (企画市民局財務部)	4,840,000	5,260,000	△420,000 (△8.0%)																																																																					
1 3	平成23年度相模原市公債管理特別会計予算 (企画市民局財務部)	32,602,000	32,045,000	557,000 (1.7%)																																																																					
	合 計	399,553,000	398,205,000	1,348,000 (0.3%)																																																																					
1 4	相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (総務局総務部)	<p>教育委員会、市の選挙管理委員会、区の選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の委員並びに監査委員の報酬額の見直しに伴う規定の改正をするもの (H23. 4. 1施行)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 名</th> <th colspan="4">報 酬 額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">現 行</th> <th colspan="2">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 委員長</td> <td>月額</td> <td>168,000円</td> <td>日額</td> <td>32,000円</td> </tr> <tr> <td> 委員</td> <td>月額</td> <td>144,500円</td> <td>日額</td> <td>27,500円</td> </tr> <tr> <td>市の選挙管理委員会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 委員長</td> <td>月額</td> <td>86,000円</td> <td>日額</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td> 委員</td> <td>月額</td> <td>66,500円</td> <td>日額</td> <td>23,200円</td> </tr> <tr> <td>区の選挙管理委員会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 委員長</td> <td>月額</td> <td>60,000円</td> <td>日額</td> <td>18,900円</td> </tr> <tr> <td> 委員</td> <td>月額</td> <td>47,000円</td> <td>日額</td> <td>16,200円</td> </tr> <tr> <td>人事委員会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 委員長</td> <td>月額</td> <td>168,000円</td> <td>日額</td> <td>32,000円</td> </tr> <tr> <td> 委員</td> <td>月額</td> <td>144,500円</td> <td>日額</td> <td>27,500円</td> </tr> </tbody> </table>			職 名	報 酬 額				現 行		改 正 後		教育委員会					委員長	月額	168,000円	日額	32,000円	委員	月額	144,500円	日額	27,500円	市の選挙管理委員会					委員長	月額	86,000円	日額	27,000円	委員	月額	66,500円	日額	23,200円	区の選挙管理委員会					委員長	月額	60,000円	日額	18,900円	委員	月額	47,000円	日額	16,200円	人事委員会					委員長	月額	168,000円	日額	32,000円	委員	月額	144,500円	日額	27,500円
職 名	報 酬 額																																																																								
	現 行		改 正 後																																																																						
教育委員会																																																																									
委員長	月額	168,000円	日額	32,000円																																																																					
委員	月額	144,500円	日額	27,500円																																																																					
市の選挙管理委員会																																																																									
委員長	月額	86,000円	日額	27,000円																																																																					
委員	月額	66,500円	日額	23,200円																																																																					
区の選挙管理委員会																																																																									
委員長	月額	60,000円	日額	18,900円																																																																					
委員	月額	47,000円	日額	16,200円																																																																					
人事委員会																																																																									
委員長	月額	168,000円	日額	32,000円																																																																					
委員	月額	144,500円	日額	27,500円																																																																					

		<table border="1"> <tr> <td>監査委員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表監査委員</td> <td>月額</td> <td>168,000円</td> <td>月額</td> <td>159,600円</td> </tr> <tr> <td>識見を有する者のうちから選任された委員</td> <td>月額</td> <td>155,000円</td> <td>月額</td> <td>147,200円</td> </tr> <tr> <td>議員のうちから選任された委員</td> <td>月額</td> <td>64,500円</td> <td>月額</td> <td>61,200円</td> </tr> <tr> <td>農業委員会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会長</td> <td>月額</td> <td>86,000円</td> <td>月額</td> <td>81,700円</td> </tr> <tr> <td>会長代理</td> <td>月額</td> <td>56,500円</td> <td>月額</td> <td>53,600円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額</td> <td>47,500円</td> <td>月額</td> <td>45,100円</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会の委員</td> <td>日額</td> <td>15,000円</td> <td>日額</td> <td>14,200円</td> </tr> </table>	監査委員					代表監査委員	月額	168,000円	月額	159,600円	識見を有する者のうちから選任された委員	月額	155,000円	月額	147,200円	議員のうちから選任された委員	月額	64,500円	月額	61,200円	農業委員会					会長	月額	86,000円	月額	81,700円	会長代理	月額	56,500円	月額	53,600円	委員	月額	47,500円	月額	45,100円	固定資産評価審査委員会の委員	日額	15,000円	日額	14,200円
監査委員																																															
代表監査委員	月額	168,000円	月額	159,600円																																											
識見を有する者のうちから選任された委員	月額	155,000円	月額	147,200円																																											
議員のうちから選任された委員	月額	64,500円	月額	61,200円																																											
農業委員会																																															
会長	月額	86,000円	月額	81,700円																																											
会長代理	月額	56,500円	月額	53,600円																																											
委員	月額	47,500円	月額	45,100円																																											
固定資産評価審査委員会の委員	日額	15,000円	日額	14,200円																																											
15	相模原市立城山文化ホール条例について (企画市民局市民部)	<p>相模原市立城山文化ホールを設置するため、所要の定めをするもの (H24.4.1施行。ただし、利用の承認申請の受付その他準備行為等に係る規定は、公布の日から施行)</p> <p>1 名称 相模原市立城山文化ホール 2 位置 相模原市緑区久保沢2丁目26番2号 3 設置の目的 市民が行う様々な文化芸術活動及び交流活動の場を提供し、もって豊かな市民文化の振興に寄与するため、多目的な利用に供する。</p> <p>4 基本利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1日(午前9時から午後10時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">多目的ホール</td> <td>平日</td> <td>18,800円</td> </tr> <tr> <td>土曜日 日曜日 休日</td> <td>24,400円</td> </tr> <tr> <td>リハーサル室</td> <td>2,900円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		1日(午前9時から午後10時まで)	多目的ホール	平日	18,800円	土曜日 日曜日 休日	24,400円	リハーサル室	2,900円																																			
区分		1日(午前9時から午後10時まで)																																													
多目的ホール	平日	18,800円																																													
	土曜日 日曜日 休日	24,400円																																													
	リハーサル室	2,900円																																													
16	相模原市特別会計条例の一部を改正する条例について (健康福祉局福祉部)	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により、後期高齢者医療制度への移行後3年間は設けることとされた老人保健制度に係る特別会計の設置の期間が経過するため、相模原市老人保健医療事業特別会計の廃止をいたしたく提案するものである。</p> <p>(H23.4.1施行)</p>																																													
17	相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例について (環境経済局環境共生部)	<p>里地里山の多面的機能の持続又は向上を図り、もって現在及び将来にわたり、安らぎと潤いのある人と自然が共生する都市の形成に寄与するため、里地里山の保全等の促進について所要の定めをするもの</p> <p>(H23.4.1施行)</p>																																													

1 8	相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例について (環境経済局資源循環部)	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の改正に伴い、届出を要する産業廃棄物の保管場所に係る適用除外の規定及び熱回収の機能を有する廃棄物処理施設の設置者の認定等に係る事務手数料の規定の追加その他所要の改正をするもの</p> <p style="text-align: right;">(H23.4.1施行)</p> <table border="1" data-bbox="603 427 1437 752"> <tr> <td>熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設置者認定申請手数料</td> <td>1件につき 33,000円</td> </tr> <tr> <td>熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設置者認定更新申請手数料</td> <td>1件につき 20,000円</td> </tr> <tr> <td>熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設設置者認定申請手数料</td> <td>1件につき 33,000円</td> </tr> <tr> <td>熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設設置者認定更新申請手数料</td> <td>1件につき 20,000円</td> </tr> </table>	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設置者認定申請手数料	1件につき 33,000円	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設置者認定更新申請手数料	1件につき 20,000円	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設設置者認定申請手数料	1件につき 33,000円	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設設置者認定更新申請手数料	1件につき 20,000円
熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設置者認定申請手数料	1件につき 33,000円									
熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設置者認定更新申請手数料	1件につき 20,000円									
熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設設置者認定申請手数料	1件につき 33,000円									
熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設設置者認定更新申請手数料	1件につき 20,000円									
1 9	相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例について (都市建設局まちづくり計画部)	<p>屋外広告業に係る登録制度の導入等及びこれに伴う罰則の追加、広告物等の表示及び設置の許可に係る基準の改正、広告物等と道路面との距離の基準の改正その他所要の改正をするもの</p> <p>改正の内容</p> <p>1 屋外広告業に係る登録制度の導入等(第32条から第49条関係)</p> <p>(1) 屋外広告業に係る登録制度の導入 違反屋外広告物設置の主な原因となっている不良業者の排除と業界の健全な育成を目的として、従来からの届出制度に変わり、違反者に対する登録の取消しや営業停止命令が可能となる登録制度を導入するもの</p> <p>(2) 神奈川県知事の登録を受けた者に関する特例 神奈川県知事の登録を受けた屋外広告業者が、その旨を市長に届け出ることにより、市長の登録を受けた者とみなすもの</p> <p>2 罰則の追加(第60条から第66条関係)</p> <p>(1) 登録を受けないで屋外広告業を営んだ者等は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するとするもの</p> <p>(2) 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者等は、30万円以下の罰金に処するとするもの</p> <p>(3) 廃業等の届出を怠った者、標識を掲げない者、帳簿を備えなかった者等は、5万円以下の過料に処するとするもの</p> <p>3 屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の表示及び設置の許可に係る基準の改正</p> <p>相模原市景観計画(平成22年相模原市告示第144号)及び相模原市景観条例(平成22年相模原市条例第12号)の施行を踏まえ、次のとおり屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)の表示及び設置の許可に係る基準を改正するもの</p> <p>(1) 禁止地域の追加(第9条関係) 禁止地域等に、景観法(平成16年法律第110号)の規定により指定された景観重要建造物若しくは景観重要樹木又は相模原市景観条例の規定により指定された地域景観資源のいず</p>								

		<p>れかを含む地域で市長が指定する地域を追加するもの</p> <p>(2) 色彩基準の追加(別表備考関係)</p> <p>自然系許可地域内及び住居系許可地域内における色彩基準として、相模原市景観計画の景観形成基準を追加するもの</p> <p>4 広告物等の下端と道路面との距離の基準の改正(別表第3関係)</p> <p>道路法施行令(昭和27年政令第479号)による道路の占用基準等を踏まえ、車道上にあつては4.7m以上から4.5m以上に、歩道上にあつては3m以上から2.5m以上に改正するもの</p> <p>(H23.10.1施行)</p>
20	相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例について (都市建設局まちづくり計画部)	<p>内郷住宅の設置及び同住宅の管理を指定管理者に行わせるために必要な規定の追加、新戸住宅、新戸第2住宅及び谷ヶ原住宅の廃止に伴う規定の削除その他所要の改正をするもの</p> <p>(H23.12.1施行。ただし、内郷住宅の管理を指定管理者に行わせるために必要な規定並びに新戸住宅、新戸第2住宅及び谷ヶ原住宅の廃止に係る規定は、H23.4.1施行)</p>
21	相模原市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例について (都市建設局まちづくり事業部)	<p>指定管理者として相模原市営自転車駐車場の管理を行わせるものの規定の改正並びに相模大野駅西側自転車駐車場の設置及び同駐車場の管理を指定管理者に行わせるために必要な規定の追加をするもの</p> <p>(公布日施行。ただし、相模大野駅西側自転車駐車場の設置に係る規定は、H23.10.1施行)</p>
22	相模原市営自動車駐車場条例の一部を改正する条例について (都市建設局まちづくり事業部)	<p>指定管理者として相模原市営自動車駐車場の管理を行わせるものの規定の改正をするもの</p> <p>(公布日施行)</p>
23	相模原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について (教育局教育環境部)	<p>相模原市南部学校給食センターの機能を相模原市清新学校給食センターに統合することに伴い、相模原市南部学校給食センターを廃止するもの</p> <p>(H23.4.1施行)</p>

24	工事請負契約について (企画市民局財務部)	<p>1 工事の名称 (仮称)緑区合同庁舎建設工事</p> <p>2 工事の場所 相模原市緑区西橋本5丁目3番13</p> <p>3 契約金額 1,928,850,000円</p> <p>4 契約の相手方 東急建設・櫻内工務店・エス・ケイ・ディ共同企業体 代表者 東急建設株式会社横浜支店 支店長 高木基行</p> <p>5 履行期限 本契約締結の日から710日以内</p> <p>6 工事の概要</p> <table border="1" data-bbox="628 548 1445 712"> <tr> <td>構造</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下2階 地上5階建</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>1,865.63㎡</td> </tr> <tr> <td>延べ床面積</td> <td>11,554.51㎡</td> </tr> </table>	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下2階 地上5階建	建築面積	1,865.63㎡	延べ床面積	11,554.51㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下2階 地上5階建							
建築面積	1,865.63㎡							
延べ床面積	11,554.51㎡							
25	工事請負契約について (企画市民局財務部)	<p>1 工事の名称 (仮称)緑区合同庁舎建設電気設備工事</p> <p>2 工事の場所 相模原市緑区西橋本5丁目3番13</p> <p>3 契約金額 535,290,000円</p> <p>4 契約の相手方 大野重電土木・野崎電気共同企業体 代表者 大野重電土木株式会社 代表取締役 大野則夫</p> <p>5 履行期限 本契約締結の日から710日以内</p> <p>6 工事の概要</p> <p>(1) 受変電設備工事</p> <p>ア 受変電設備の設置</p> <p>イ 非常用発電設備の設置</p> <p>ウ 防雷設備の設置</p> <p>(2) 照明及びコンセント設備工事</p> <p>ア 照明設備の設置</p> <p>イ コンセント設備の工事</p> <p>(3) 情報化設備工事</p> <p>ア 電話及びテレビ共同受信設備の工事</p> <p>イ 駐車場管制設備の設置</p> <p>(4) 防災設備工事</p> <p>ア 防災無線設備の設置</p> <p>イ 非常放送設備及び自動火災報知設備の工事</p>						
26	工事請負契約について (企画市民局財務部)	<p>1 工事の名称 (仮称)緑区合同庁舎建設空気調和設備工事</p> <p>2 工事の場所 相模原市緑区西橋本5丁目3番13</p> <p>3 契約金額 660,450,000円</p> <p>4 契約の相手方 菱和設備・肥後建設共同企業体 代表者 菱和設備株式会社横浜支店 専務取締役支店長 永田和賢</p> <p>5 履行期限 本契約締結の日から710日以内</p> <p>6 工事の概要</p> <p>(1) 空気調和設備工事</p>						

		<p>ア 冷暖房機器設備の設置 イ 冷暖房ダクトの工事 ウ 冷暖房配管の工事</p> <p>(2) 換気設備工事 ア 換気機器設備の設置 イ 換気ダクトの工事</p> <p>(3) 排煙設備工事 駐車場の機械排煙設備の工事</p> <p>(4) 自動制御設備工事 空気調和設備及び換気設備に係る自動制御設備の工事</p>
27	包括外部監査契約の締結について (総務局総務部)	<p>包括外部監査契約の締結</p> <p>1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告</p> <p>2 契約の始期 平成23年4月1日</p> <p>3 契約の金額 15,600,000円を上限とする額</p> <p>4 契約の相手方 住所 横浜市青葉区松風台1番地8 501号 氏名 奥津 勉 資格 公認会計士</p>
28	不動産の処分について (企画市民局市民部)	<p>土地の処分</p> <p>1 所在及び地番 相模原市中央区田名字堀之内4994番1</p> <p>2 地 目 宅地</p> <p>3 地 積 67.76平方メートル</p> <p>4 処分の方法 無償譲渡</p> <p>5 相手方 相模原市中央区田名4993番地 自治会法人田名堀之内自治会 会長 田上 明</p>
29	不動産の処分について (緑区役所)	<p>土地の処分</p> <p>1 所在及び地番 相模原市緑区中野字西川坂1678番2ほか2筆</p> <p>2 地 目 畑</p> <p>3 地 積 134平方メートル</p> <p>4 処分の方法 無償譲渡</p> <p>5 相手方 相模原市緑区中野1678番地2 自治会法人川坂自治会 会長 富田 康治郎</p>
30	損害賠償額の決定について (都市建設局まちづくり計画部)	<p>市営住宅の庭園灯による事故に係る損害賠償の額を決定するもの</p> <p>1 損害賠償額 3,030,880円</p> <p>2 被害者 市内在住者</p>

3 1	市道の廃止について (都市建設局土木部)	史跡勝坂遺跡公園の整備(南区磯部地区)に伴う処分2路線及び 売払い(南区磯部地区)に伴う処分1路線、合計3路線の廃止		
3 2	市道の認定について (都市建設局土木部)	相模大野駅西側地区第一種市街地再開発事業(相模大野3丁目地 区)2路線、開発行為(緑区原宿2丁目地区ほか)13路線及び寄附 (緑区二本松3丁目地区ほか)2路線、合計17路線の認定		
3 3	平成22年度相模原市一 般会計補正予算(第6 号) (企画市民局財務部)	補正前の額	補 正 額	補正後の額
		千円	千円	千円
		245,499,000	△1,713,000	243,786,000
3 4	平成22年度相模原市国民 健康保険事業特別会計補正 予算(第2号) (企画市民局財務部)	73,316,000	323,000	73,639,000
	事業勘定	72,880,000	323,000	73,203,000
	直営診療勘定	436,000	—	436,000
3 5	平成22年度相模原市下水 道事業特別会計補正予算 (第2号) (企画市民局財務部)	21,467,700	△421,000	21,046,700
	下水道勘定	20,990,700	△421,000	20,569,700
	浄化槽勘定	477,000	—	477,000
3 6	平成22年度相模原市財 産区特別会計補正予算 (第1号) (企画市民局財務部)	202,000	△6,850	195,150
3 7	平成22年度相模原市後期 高齢者医療事業特別会計補 正予算(第1号) (企画市民局財務部)	5,260,000	△422,600	4,837,400
3 8	平成22年度相模原市公債 管理特別会計補正予算(第 1号) (企画市民局財務部)	32,045,000	326,300	32,371,300
合 計		376,876,700	△1,914,150	374,962,550

報告 番号	件名(担当)	主 内 容						
3	専決処分の報告について (都市建設局土木部)	工事請負契約(津久井広域道路(仮称)東中野橋新設工事(その2))の変更 <table border="1" data-bbox="627 394 1394 495"> <thead> <tr> <th data-bbox="627 394 863 443">変更事項</th> <th data-bbox="863 394 1129 443">変更前</th> <th data-bbox="1129 394 1394 443">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="627 443 863 495">契約金額</td> <td data-bbox="863 443 1129 495">939,603,000 円</td> <td data-bbox="1129 443 1394 495">959,595,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	変更事項	変更前	変更後	契約金額	939,603,000 円	959,595,000 円
変更事項	変更前	変更後						
契約金額	939,603,000 円	959,595,000 円						
4	専決処分の報告について (総務局総務部)	本市小型貨物車による交通事故に係る損害賠償額 (52,500円)の決定の専決処分 道路管理に係る損害賠償額 (6,138円)の決定の専決処分 下水道管理に係る損害賠償額 (45,602円)の決定の専決処分						

付議予定案件 人事 9件 固定資産評価審査委員会の委員の選任について(1件)
 人権擁護委員の候補者の推薦について (8件)